

## 規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十二号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同法第三条第二項第三号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

第四条中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改める。

第五条第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第十四条を削る。

第十五条中「別表第一の十四の項」を「別表第一の十三の項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 条例別表第一の十四の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十七条中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改める。

第十八条第一号ト中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第十九条第九号中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「外国人進学準備給付金支給関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金支給関係情報」に改め、同条第十号から第十四号まで及び第二十四号から第二十九号までの規定中「外国人進学準備給付金支給関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金支給関係情報」に改める。

第二十四条中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出し、同条及び第三条を削る。

第四条中「別表第一の三の項」を「別表第一の一の項」に改め、「高等学校等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」を、「保護者等」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第二条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第一の規則で定める事務）」を付する。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「別表第一の六の項」を「別表第一の二の項」に改め、同条を第三条とする。

第八条中「別表第一の七の項」を「別表第一の三の項」に改め、同条を第四条とする。

第九条中「別表第一の八の項」を「別表第一の四の項」に改め、同条を第五条とする。

第十条から第十二条までを削る。

第十三条中「別表第一の十二の項」を「別表第一の五の項」に改め、同条を第六条とする。

第十四条中「別表第一の十三の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条を第七条とする。

第十五条中「別表第一の十四の項」を「別表第一の七の項」に改め、同条を第八条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「の生徒等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する者をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）」を加え、「次の各号に掲げる情報」を「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」に改め、同条各号を削り、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第十七条第一号を次のように改め、同条を第十条とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

第十八条第一号中「第二十二條」を「第十五條」に、「次に掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同号イからワまでを削り、同条第二号中「前号イからワまでに掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「第一号イからワまでに掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第十一条とする。

第十九条第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加え、同条第九号中「第二十三條」を「第十六條」に、「第二十一條」を「第十四條」に改め、同条第二十三号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の下に「（昭和三十九年法律第二百二十九号）」を加え、同条第二十四号を次のように改める。

二十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この号及び第十六条第七号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下この条及び第十六条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によらぬお従前の例によらぬ平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条及び第十六条において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によらぬものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によらぬお従前の例によらぬ平成二十五年改正法附則第十四条第一項の支援給付、

平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条及び第十六条において「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金支給関係情報又は外国人進学・就職準備給付金支給関係情報

第十九条第二十五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項」の下に「（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び第十六条において同じ。）」を加え、同条第三十号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第百二十三号）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第三号」を「第二十二条第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条第二十一号中「児童扶養手当法」の下に「（昭和三十六年法律第二百三十八号）」を加え、同条を第十三条とする。

第二十一条第二号中「又は就労自立給付金支給関係情報」を「又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下この条において「就労自立給付金支給関係情報」という。）」に改め、同条を第十四条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条第一号中「次に掲げる情報」を「特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報（以下この条及び次条において「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」という。）」に改め、同号イからハまでを削り、同条第二号中「前号イからハまでに掲げる情報」を「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「第一号イからハまでに掲げる情報」を「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第二十三条を第十六条とし、第二十四条を第十七条とし、第二十五条を第十八条とする。

第二十六条中「次に掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条各号を削り、同条を第十九条とする。

第二十七条第一号中「次に掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「前号イ及びロに掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第二十条とする。

第二十八条を第二十一条とし、第二十九条を第二十二条とする。

第三条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第十六条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の前の見出しを削り、同条を第十六条とし、同条の前の見出しとして「（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第九号中「第十六条」を「第十七条」に、「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二十四号中「第十六条に」を「第十七条に」に、「第十六条第七号」を「第十七条第七号」に改め、同条第二十五号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条第三十三号中「第二十二条第三号」を「第二十三条第三号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一号中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十二条とする。第十条を第十一条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第十九条に」を「第二十条に」に改め、同条を第十条とし、同条の前の見出しとして「（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第八条中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「別表第一の四の項」を「別表第一の五の項」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「別表第一の三の項」を「別表第一の四の項」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「別表第一の二の項」を「別表第一の三の項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 知事が指定した特定の疾患（先天性血液凝固因子欠乏症等（第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症、第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症、第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症、第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症、第Ⅷ因子欠乏症（血友病

A)、第IX因子欠乏症(血友病B)、第X因子(スチュアートプラウア)欠乏症、第XI因子(P TA)欠乏症、第XII因子(ヘイグマン因子)欠乏症、第XIII因子(フィブリン安定化因子)欠乏症、von willebrand(フォン・ヴィルブランド)病及び血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症をいう。)、橋本病、特発性好酸球增多症候群(好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。)、原発性骨髄線維症及び溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。)をいう。)にり患した者(以下この条において「特定疾患等患者」という。)に対する医療の給付(以下この条において「特定疾患等医療給付」という。)に係る医療費の支給に関する事務

二 特定疾患等患者に対する特定疾患等医療給付の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 特定疾患等患者に対する特定疾患等医療給付に係る受給者証の交付、再交付又は返還に関する事務

四 特定疾患等患者に対する特定疾患等医療給付の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

## 附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年埼玉県条例第五号)附則第三号に規定する規定の施行の日